



東淀川区は令和7年4月1日に区創設100周年を迎えます!

発行日:毎月1日
(4月号は3月31日)

東淀川区を 思いやりの花でいっぱい

人権について考えよう
わたしと、あなたと、みんなのこと



人権とは、私たちが人間らしく生きるための権利で、人種や民族、性別などの違いにかかわらず、すべての人に共通して備わっている権利です。

第二次世界大戦の反省から、人権の重要性は国際的に高まり、1948(昭和23)年12月10日、国連は世界人権宣言を採択しました。この宣言は、すべての人間が人間として尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならないとうたい、人権を国際社会の共通の基本的ルールとしています。

東淀川区では、1983(昭和58)年11月3日「世界人権宣言」35周年を記念し、人権をテーマとした第1回の催し「人権を考える区民のつどい」を開催しました。その後、11月3日を東淀川区の「人権の日」と定め、人権について考え、理解を深める「区民のつどい」を毎年開催しているほか、区内小中学校の児童・生徒に「人権作文・人権標語」を応募いただいています。

皆さんも、ぜひ一度人権について考えてみませんか?

令和6年11月3日(日・祝)
区民のつどいの様子



区内で人権啓発活動をされているお二人の対談と、
令和6年度「人権作文・人権標語」の優秀作品を12面にて紹介します



3月号 目次

特集

東淀川区を思いやりの花でいっぱい
人権について考えよう
わたしと、あなたと、みんなのこと 1・12

東淀川区からの情報・お知らせ 2・4
令和7年度 東淀川区がん検診ガイド 5・8
大阪市民のみなさんへ 9・11

【区の面積】13.27km²
【区の人口】176,345人
【区の世帯数】103,519世帯
(令和7年2月1日現在推計)



発行 東淀川区役所
〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2-1-4
区役所代表 ☎06-4809-9986 ☎06-6327-1920
各記事についての問合せは、各問合せ先をお願いします。



東淀川区
ホームページ
東淀川区役所



LINE
大阪LINE
(ライン)



X
(旧Twitter)



YouTube
(ユーチューブ)



Facebook
(フェイスブック)



■広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、東淀川区が推奨するものではありません。

▶開庁時間 [平日]9:00~17:30 [金曜日]19:00まで延長(区役所出張所を除く一部窓口) [23日(日)、30日(日)]9:00~17:30(区役所出張所を除く一部窓口)
※月曜などの休み明けは混雑します。毎週金曜の延長窓口などもご利用ください。 ☎総務 3階31番 ☎06-4809-9625